

奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務委託 事業者募集要項

1. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、やむを得ず奈良市への修学旅行が中止となり、思い出作りができなかった児童・生徒の皆様に奈良のお土産を提供することで、奈良への関心を深め、将来あらためて奈良へお越しいただくことを目的とする。

2. 業務の名称

奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務

3. 業務の内容

奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務委託 仕様書のとおり

4. 委託料

委託料は、契約単価である奈良土産品1セット分1,000円に発注数を乗じた金額とする。
なお、商品、送料、袋代、諸経費、消費税等を含むものとする。

5. 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

6. 対象とする事業者

委託業務の対象となる事業者は、次の項目の全てに該当する事業者とする。個人・法人は問わない。

- (1) 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業制度の趣旨を理解し、将来に向けて奈良市への修学旅行生を獲得するため、修学旅行生に喜ばれる奈良土産品の提案と発送ができること。
- (2) 奈良市内に事業所を有し、その事業所において修学旅行生を対象に、常時対面でお土産物の小売販売を行っており、今後も継続して行うこと。
- (3) 通信販売のみを行っている事業者ではないこと。
- (4) 発注1回につき数十名分から300名分程度の奈良土産品を調達・発送が可能で、委託業務実施報告書などの諸書類を遅滞なく準備できること。
- (5) 奈良土産品について、奈良市の発注から概ね1週間以内に、到着日指定可能かつ追跡可能な方法で発送できること。
- (6) 発注及び受注時に、FAXもしくはメールで対応できること。
- (7) 令和元年12月31日時点で市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員等に関与していないこと。

7. 奈良土産品の要件

- (1) 奈良土産品は、商品、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて「1,000円」とする。
- (2) 奈良土産品は、奈良市を連想させ、奈良市をPRできるものであれば、お菓子等食品類・文具・小物・書籍等の種類を問わない(複数商品の組み合わせも可)。ただし、発送の対象となるのは「奈良市を訪問する修学旅行が中止になってしまい、思い出作りの機会が無くなってしまった児童・生徒」なので、多くの方々に、改めて奈良に来ていただきたいという「気持ち」を込めて発送するという点に十分留意すること。
- (3) 奈良市から全国の学校に向けて発送するという事業の性質上、奈良土産品の提案に際しては以下の点に十分留意すること。
 - ①児童・生徒へ個別に配布し、容易に持ち帰りできる商品であること。学校側の配布作業や児童・生徒の持ち帰りが負担にならないよう、カバン等にも収納しやすい大きさの商品であること。
 - ②持ち帰り用に奈良土産品が入る袋を人数分用意すること。
 - ③お菓子等食品類は奈良市を連想させる商品で、消費期限が到着日から概ね2週間以上あるものとする。
 - ④キャラクター商品は可。奈良市として発送するため、奈良市のキャラクターとして広範囲に認知されているようなキャラクター(例 奈良市観光協会キャラクター「しかまるくん」等)関連商品が望ましい。

- ⑤雑貨類は「奈良市の特産品である・特産品を利用している」「奈良らしい模様・柄がある」等、奈良市を連想させ、奈良市をPRできる商品であること。
- ⑥コピー商品、奈良市と関係が無いと思われる商品、奈良市以外でも多く販売されているもの、生ものや冷凍または冷蔵が必要な商品、割れ物等破損しやすい商品は不可。
- ⑦奈良市として発送することがふさわしくないとと思われる商品が提案された場合、商品の変更を求めるか、「奈良土産品」として登録しないことがある。

8. 委託にあたっての手続き（事業者の募集・奈良土産品の提案）

(1) 協力事業者の登録

- ア 本支援事業に協力する意思があり、協力事業者として登録を希望する者は、「協力事業者登録申請書」を奈良市に提出すること。その際、「奈良土産品提案書」もあわせて提出すること。
- イ 提出した申請書、提案書を奈良市で確認後、「協力事業者 登録申請書受付票兼登録票」を奈良市から送付する。

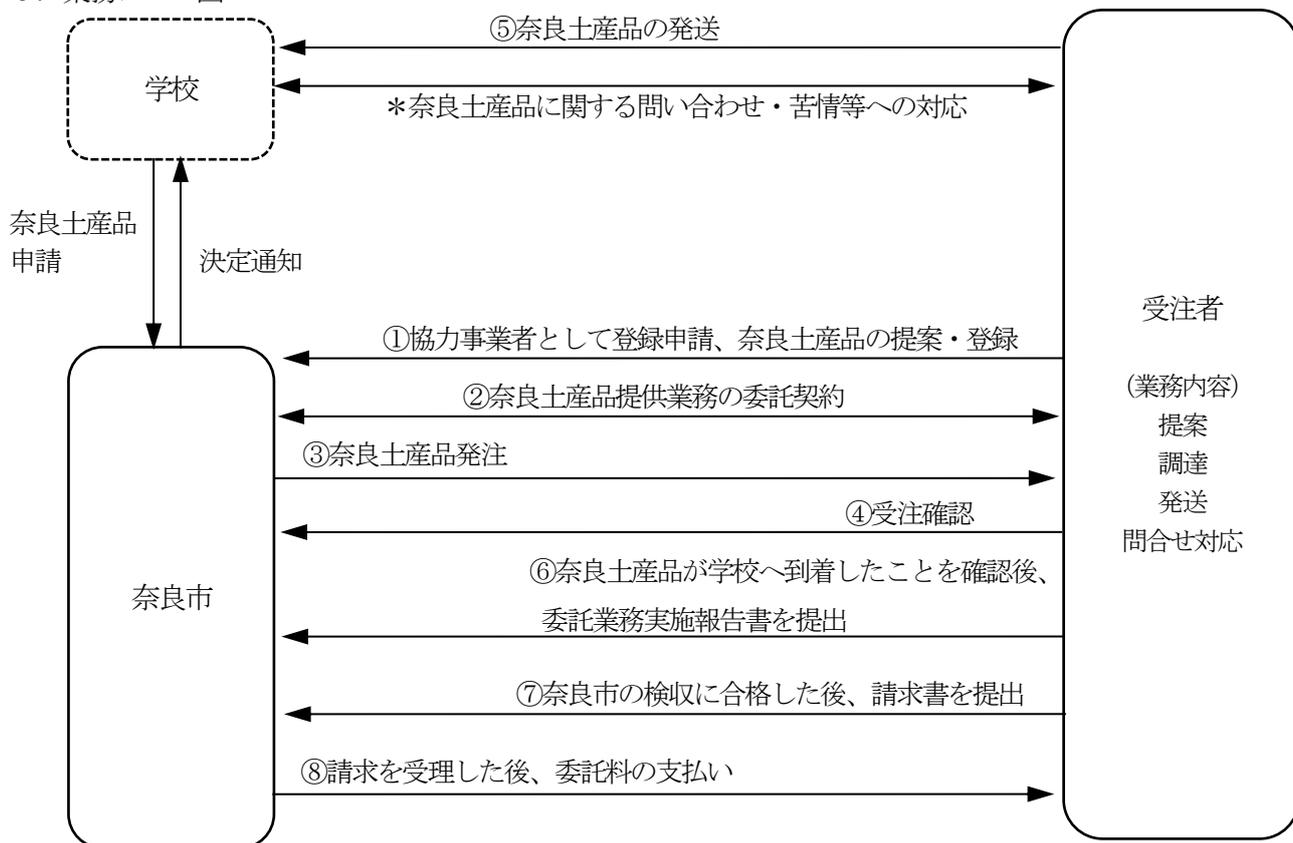
(2) 奈良土産品の提案

- ア 「奈良土産品提案書」に、商品名、店頭販売価格を記載すること。また、それぞれのセットにつき、商品と店頭販売価格が写った写真を添付すること。
- イ 1セットにつき、商品は店頭販売価格のみの合計で、800円を超えるように設定し、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて1,000円にすること。（商品は複数の組み合わせでも単品でも可）。
- ウ 商品は、所定の数量を奈良市の発注日から概ね1週間以内に調達し発送できるものとする。
- エ 1箱に複数個入っている商品は、商品名の後に「(〇〇個入)」と記入すること。
- オ 商品は、実勢価格等を勘案し、社会通念上相当と認められるものとする。
- カ 商品は、奈良市に滞在する修学旅行が中止になった学生に向けて奈良市の魅力を伝えるとともに、市内で製造、加工されたものや奈良にゆかりのあるもの等、奈良市から提供するものとして奈良市をPRするに相応しいものとする。

(3) 奈良土産品の決定手続き

- ア 奈良市は、「奈良土産品提案書」にて提案された商品の内容、価格等を精査したうえで、奈良土産品を決定し、登録する。
- イ 奈良市は、登録決定について、「協力事業者 登録申請書受付票兼登録票」にて協力事業者に通知する。

9. 業務フロー図



10. その他

業務の発注は、学校からの申請状況に応じて奈良市が協力事業者に分配して行う。なお、発送先の住所、発注数等は発注時に発注書にて知らせる。

また、協力事業者として登録しても、必ずしも業務発注が約束されるものではない。

11. 募集の日程

- (1) 募集期間 令和3年1月25日（月）から令和3年2月2日（火）必着
- (2) 募集方法 奈良市ホームページに掲載
- (3) 応募方法 「協力事業者登録申請書」、「奈良土産品提案書」、その他必要添付書類を電子メール又は郵送にて提出

12. 書類提出先及び問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 観光戦略課

電話 0742-34-4739

電子メール kankousenryaku@city.nara.lg.jp

参考

- 学校の申請期間 令和3年2月1日～2月26日（金）
- 発注の予定 2月中旬から3月上旬にかけて数回に分けて発注する予定
※奈良土産品が卒業式、終業式までに学校に届くことを考慮する。